平成２８年（フ）第９２号
愛知県豊橋市老津町字新田27番地（６―203）
破産者　松川　健二（旧姓糸山）
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
名古屋地方裁判所豊橋支部

平成２８年（フ）第１８号
香川県仲多度郡多度津町大字山階1612番地
破産者　亀山　達生
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
高松地方裁判所丸亀支部

平成２８年（フ）第１５４号
福岡県小郡市吹上816番地３、前住所福岡県小郡市小板井337番地11
破産者　河童亭こと　江藤　幹雄
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
福岡地方裁判所久留米支部

平成２７年（フ）第４５３号
大分市大在中央１丁目５番16号（エクセル大在403）、開始決定時の住所大分市高江南１丁目５番地の10
破産者　田中浩一郎
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
大分地方裁判所民事第１部破産再生係

平成２８年（フ）第２６号
宮崎県日南市戸高１丁目８番地３
破産者　宮田　**龍**郎
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
宮崎地方裁判所日南支部

平成２８年（フ）第１１０５号
札幌市東区北26条東18丁目８番20号　グランベルサ１―302号
破産者　門田　浩利
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２８年（フ）第１２２３号
札幌市東区北36条東28丁目２番６号
破産者　亀田　在宏
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
札幌地方裁判所民事第４部

平成２７年（フ）第５６０号
仙台市青葉区桜ケ丘１丁目３番８―３号　グリーンハイツ桜ケ丘101
破産者　寺田　　繁
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１７５号
宮城県塩竈市一森山５番44号
破産者　植松　一志
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第３８３号
埼玉県本庄市四季の里２丁目２番17号、従前の住所仙台市太白区山田本町７番12号
破産者　天内　　敦
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
仙台地方裁判所第４民事部破産係

平成２８年（フ）第１４２号
群馬県前橋市川原町１丁目41番地１　アオキフラット　203号
破産者　齋藤　幸子
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１５６号
群馬県前橋市粕川町込皆戸180番地８
破産者　レイディーズバーヒデオミヤシタこと　宮下　秀男
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第１７８号
群馬県伊勢崎市平和町19番39号
破産者　小笠原伸司
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
前橋地方裁判所民事部破産再生係

平成２８年（フ）第４５０号
さいたま市中央区本町東１丁目７番11号　与野シティ202号、破産手続開始時の住所さいたま市浦和区大東１丁目22番16―301号
破産者　塚田　　進
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第４７２号
埼玉県川口市安行出羽２丁目12番４号　レオパレスＰｒｉｍｒｏｓｅ　209号
破産者　大蔵　健二
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第７７０号
さいたま市南区根岸４丁目３番12―202号
破産者　北本　明子（旧姓小池）
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第９６６号
埼玉県戸田市南町７番１号　パークサイド戸田203号室、旧住所埼玉県川口市北原台２丁目17番20号　アネモス壱番館201
破産者　晴山恵美子
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
さいたま地方裁判所第３民事部破産係

平成２８年（フ）第１４３号
神奈川県平塚市寺田縄236番地の６
破産者　土屋　安弘
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部

平成２８年（フ）第３５４号
静岡県伊東市瓶山２―８―21スプリングハイツ伊東723、住民票上の住所神奈川県小田原市飯田岡154番地
破産者　増田　和則
1　決定年月日　平成28年11月７日
2　主文　本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　主文　破産者について免責を許可する。
横浜地方裁判所小田原支部民事部